

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

大 口 町 監 査 委 員

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査対象団体及び所管課

- (1) 対象団体 特定非営利活動法人 憩いの四季（以下「指定管理者」という。）
- (2) 所管課 地域協働部地域協働課
総務部行政課 ※資料（「大口町老人福祉センター指定管理者候補者の選定について（答申）」の写し及び「総括評価報告書」の写し）提出のみ

3 監査の実施日時

令和7年11月4日（火）午前9時30分から午前11時10分まで

4 監査の場所

中央公民館2階C会議室及び老人福祉センター事務室

5 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度のうち、指定管理料に係る出納その他の事務の執行

6 監査を実施するために要した期間（監査通知日から実施日まで）

令和7年9月17日（水）から令和7年11月4日（火）まで

7 監査の方法

監査は、大口町監査基準に基づき、次の着眼点に留意して、指定管理者及び地域協働課から提出された「指定管理に関する年度協定書」、並びに令和5年度、6年度の事業計画書、事業報告書及び関係諸帳票等を査閲、照合するとともに指定管理制度の主旨が発揮されているかを、出席した関係者と質疑を交えて実施した。

- (1) 運営・管理は財政援助団体の目的に沿って執行されているか。
- (2) 予算は適切に執行されているか。
- (3) 事業は効率よく進められ、成果は見られるか。
- (4) 決算書及び関係帳票類は正確に、かつ整合しているか。
- (5) 所管課による指導監督は適切に行なわれているか。

第2 指定管理者の概要

1 事業の目的

大口町及び近隣に関わる住民に対して、憩い・学び・働く場を提供する事業を行い、高齢者福祉の増進や地域活性化、世代間交流を図り、ボランティア精神の向上と生涯にわたる生きがいの増進に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 老人福祉センターの管理及び老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 老人福祉センターの利用施設及び附属設備（以下「利用施設等」という。）の利用の許可、取り消し等に関する業務
- (3) 利用施設等の利用に係る料金の徴収等に関する業務
- (4) 老人福祉センターの保守点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

3 組織

平成21年5月29日に設立し、事務所を丹羽郡大口町伝右1丁目47番地に置き、理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事2人、事務長1名、正会員26人（令和7年3月31日現在）で構成されている。

4 指定管理の状況

- (1) 管理施設 老人福祉センター
- (2) 協定締結日 令和3年3月31日
- (3) 指定期間 開始 令和3年4月 1日
終了 令和8年3月31日
- (4) 指定管理料 令和5年度協定額 8,902,800円
清算後実績額 8,863,800円
令和6年度協定額 11,232,240円
清算後実績額 11,232,240円
- (5) 協定の目的 大口町と指定管理者が相互に協力し、老人福祉センターを適正かつ円滑に管理する。

第3 監査の結果

提出された事業計画及び関係諸帳簿を査閲、審査した結果は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、質疑の中で指摘した課題については、所管課及び指定管理者の職場会議等において検討をされたい。

第4 むすび

本年度に入り、社会活動にはコロナ後の回復基調が見られ、安心できる日常生活が戻ってきた気配を感じる。職員及びボランティアの皆さんには、「憩いの四季」を利用される方々の増加が見込まれる企画と運営をお願いし、「憩い・学ぶ・働く」という機会を得て、地域の活性と世代交流を広げ、生涯に渡る生きがいに寄与されることを期待する。